

災害の実例  
から学ぶ!

# 「令和6年能登半島地震」復旧・復興工事等 における労働災害事例と安全対策のポイント

【令和6年12月版】



【石川労働局HP】  
トップページ



【石川労働局HP】  
「労働者の健康・安全」ページ

石川労働局

労働基準部 健康安全課

# 【参考統計】「令和6年能登半島地震」復旧工事の労働災害 件数(累計)の推移 (建設業全体の災害のうち地震関連工事の内訳)

## 能登半島地震復旧工事の労働災害件数(累計)の推移 (建設業災害全体に占める比率)

【石川労働局】

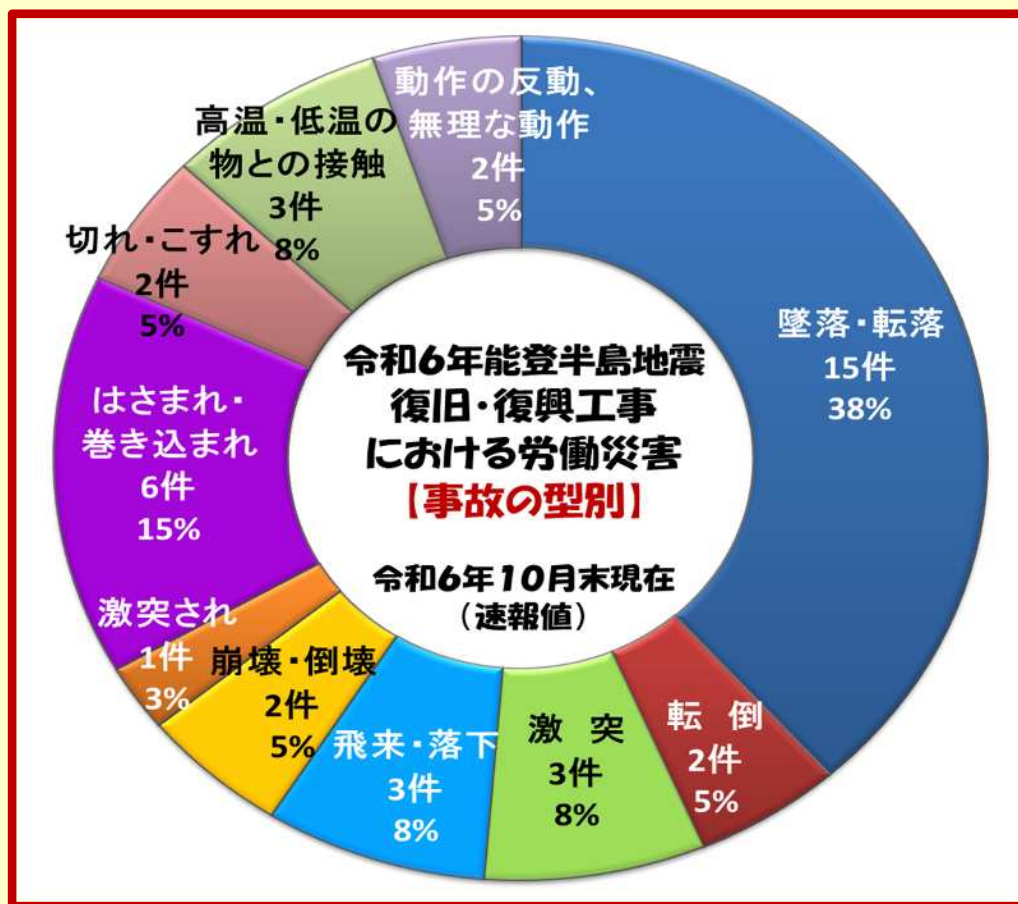
(令和6年10月末累計・速報値)

新型コロナ関連を 除いた件数 (括弧内は死亡者の内数)	令和6年 1月 (発生日)	2月末 累計	3月末 累計	4月末 累計	5月末 累計	6月末 累計	7月末 累計	8月末 累計	9月末 累計	10月末 累計	11月 (速報)
石川県内 建設業全体の 労働災害【累計件数】	2	14 (1)	29 (1)	38 (1)	45 (1)	63 (1)	72 (1)	89 (1)	106 (3)	129 (5)	- (6)
うち 能登半島地震 復旧工事【累計件数】	0	0	5	9	9	16	22	25	32 (1)	39 (2)	- (3)
建設業全体のうち 地震復旧工事が 占める災害比率	0.0%	0.0%	17.2%	23.7%	20.0%	25.4%	30.6%	28.1%	30.2%	30.2%	-

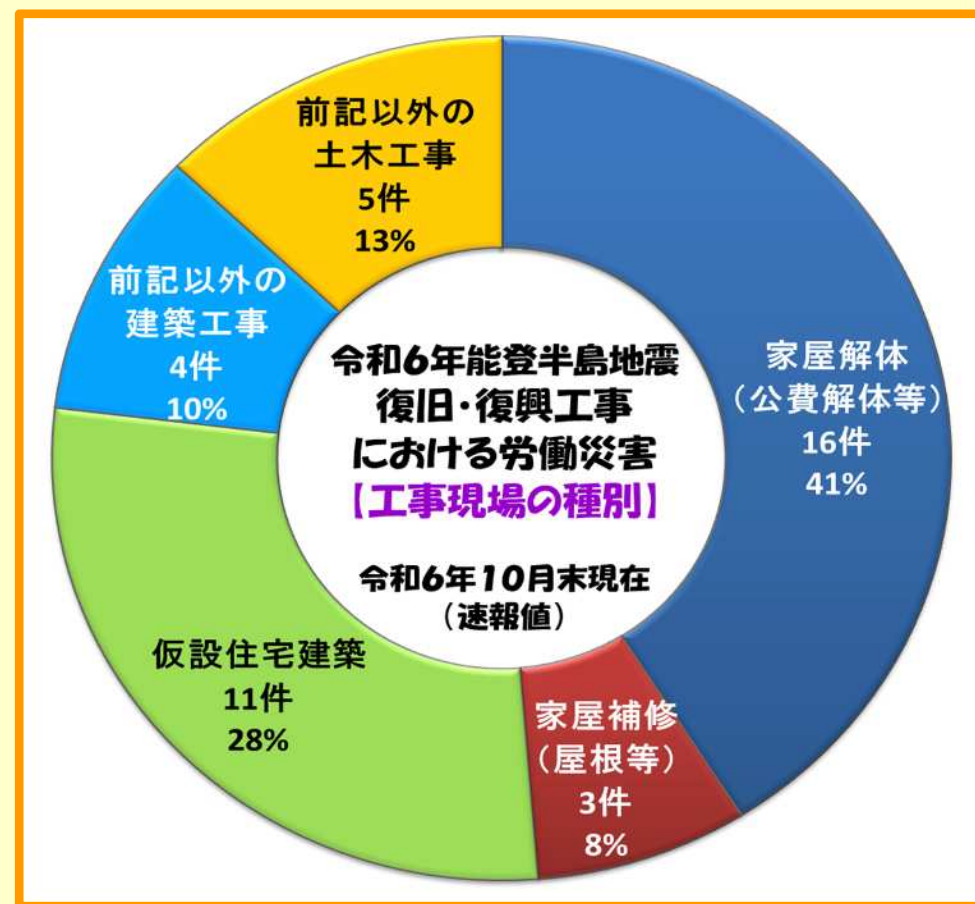
復旧工事が動き始めた4月以降、建設業災害全体のうち2割を超え、7月には3割程度まで増加したが、それ以降は10月まで3割程度で横ばいが続いている。

公費解体等の復旧工事等のボリュームが急激に増加・本格化している中、石川労働局及び各労働基準監督署における労働災害防止の取組の周知・指導及び関係団体・機関との連携・周知等により、施工事業者の安全作業に係る意識の醸成を図っている。

# 【参考統計】「令和6年能登半島地震」復旧工事の労働災害の内訳 の内訳（「事故の型別」内訳及び「工事現場の種別」の内訳）



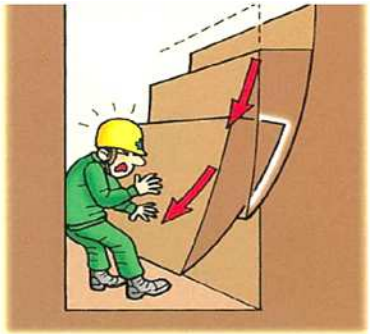


墜落・転落災害が最も多く、38%を占めており、屋根の端からの墜落、脚立・はしごからの墜落・転落等が多くを占めている。  
 はさまれ、巻き込まれ災害が2番目に多く、15%を占めており、敷鉄板への足の挟まれ事案が2件発生している。





家屋解体工事（公費解体等）での災害が最も多く、41%を占めている。  
 仮設住宅建築工事での災害が2番目に多く、28%を占めているが、発災直後から集中的に施工されていた当該工事に係る災害事案は一段落しつつある。



# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上）

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 2月	9か月	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	墜落、転落	木材、 竹材	<p>屋根・外壁改修工事において、屋根上でコンパネ下地施工中に、余剰のコンパネとともに資材用の昇降機に同乗して降りたところ、下降途中でコンパネが跳ね、その衝撃で昇降機から墜落し、両足を負傷した。</p> <p><b>資材運搬用の昇降機に、人は乗らない (人は適正な昇降設備を設置・使用) 安全ブロック及び墜落制止用器具 (安全帯)の使用 高所作業に係る作業計画の周知・教育 作業責任者の作業指揮・監視</b></p>  
令和6年 2月	12か月	建築設備 工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	20代	崩壊、倒壊	地山、 岩石	<p>埋設排水管の修繕工事において、修繕作業中に被災者が重機で誤って切断した電気配線及び配管を復旧していた際に、配管を揺さぶったところ、掘削した法面が崩れて土砂に埋まり、背部等を骨折した。</p> <p><b>地山・地層の状況を事前確認 地山の状況に応じた崩壊防止措置 (土止め支保工など) 掘削及び溝内での作業計画の周知・教育 作業責任者の作業指揮・監視</b></p> 



# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上）

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 3月	3か月	その他 建設業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	はさまれ、 巻き込まれ	トラック	<p>パイプライン復旧作業現場において、敷鉄板の継ぎ目付近を被災者が歩いていたところ、トラックの通行により敷鉄板が浮き上がり、片足が敷鉄板の下敷きになった。</p> <p><b>仮設の通路は、段差、隙間、滑動等がないよう養生 通路に目立つように注意喚起表示 重機が通行する際は、安全な位置 及び距離を確保</b></p> 
令和6年 4月	3か月	建築設備 工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	20代	転倒	作業床、 歩み板	<p>仮設住宅建築工事現場において、被災者が、現場搬入資材を確認後、事務所に戻る際、地面の段差で体勢を崩し、足首を負傷した。</p> <p><b>安全通路の確保 (幅、路面、段差、障害物など) 通路に目立つように注意喚起表示 現場内を通行する際は、足元及び 周囲に注意</b></p> 



# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上)

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年 4月	3か月	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	60代	墜落、転落	はしご等	<p>仮設住宅工事現場において、天井に部材取り付け作業中、はしごを上る途中で体勢を崩し、約2mの高さから墜落して背部を負傷した。</p> <p><b>天井面の作業の際は安全な作業位置、作業体勢の確保(確保困難な場合は、うま足場、移動式足場、高所作業車等の使用)</b>  <b>移動はしごの適正な設置(転位防止措置、構造、強度、勾配、踏み面等)</b>  <b>高さ2m以上の場合は、墜落防止措置、墜落制止用器具(安全帯)等の使用</b></p> 
令和6年 6月	3か月	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	墜落、転落	足場	<p>木造家屋解体作業現場において、解体中の建物の外部足場を被災者が昼休憩のため下りようとしたところ、足を踏み外して転落し足首を負傷した。</p> <p><b>墜落防止設備(足場・作業床、手すり等)</b>  <b>防網の設置、親綱・安全ブロック・墜落制止用器具(安全帯)等の使用</b>  <b>適正な昇降設備の設置(設置場所、踏み棧、手すり・中さん等)</b>  <b>高所作業に係る作業計画の周知・教育</b></p> 

# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上）



発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 6月	4か月	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	はさまれ、 巻き込まれ	金属材料	<p>仮設住宅工事現場において、休憩所から現場に向かって、敷鉄板の継ぎ目付近を被災者が歩いていたところ、トラックが通過した際に、鉄板の端が浮き上がり、足が敷鉄板の下敷きになり負傷した。</p> <p><b>仮設の通路は、段差、隙間、滑動等がないよう養生</b> <b>通路に目立つように注意喚起表示</b> <b>重機が通行する際は、安全な位置及び距離を確保</b></p> 
令和6年 8月	3か月	道路建設 工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	30代	激突	はしご等	<p>道路復旧工事現場において、被災者が二連はしご上で倒木のツルを切断していたところ、枝がはねて体に当たって体勢を崩し、はしごから飛び降りて道路上に着地した際に両足首を負傷した。</p> <p><b>安全な作業位置・体勢の確保</b> <b>高さ2m以上の場合は、墜落制止用器具（安全带）等の使用</b> <b>脚部に滑り止め</b> <b>転位防止措置（先端部の固定）</b> <b>安全な立て掛け勾配(75°程度)</b></p> 

# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例(死亡及び休業3か月以上)





発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況(災害イメージ図) 【災害防止のポイント】
令和6年9月	15か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	40代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造家屋解体作業現場において、屋根上で雨樋の状況を確認していたところ、雨が降ってきたため、足元が滑って墜落し、足を負傷した。</p> <p><b>墜落防止設備(足場・作業床、手すり等)</b>  <b>防網の設置、親綱・安全ブロック・</b>  <b>墜落制止用器具(安全帯)等の使用</b>  <b>耐滑性のある靴などの着用</b>  <b>高所作業に係る安全作業計画の周知</b>  <b>・教育</b>  <b>作業責任者の作業指揮・監視</b></p> 
令和6年9月	3か月	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	<p>木造家屋解体作業現場において、瓦下ろし作業後、下に降りるため、墜落制止用器具(安全帯)のフックを一旦外して掛け直す際に、雨で濡れて滑り易くなっており、足を滑らせて墜落し、肩と臀部を負傷した。</p> <p><b>墜落防止設備(足場・作業床、手すり等)</b>  <b>防網の設置、親綱・安全ブロック・</b>  <b>墜落制止用器具(2丁式)等の使用</b>  <b>耐滑性のある靴などの着用</b>  <b>高所作業に係る安全作業計画の周知・教育</b>  <b>作業責任者の作業指揮・監視</b></p> 




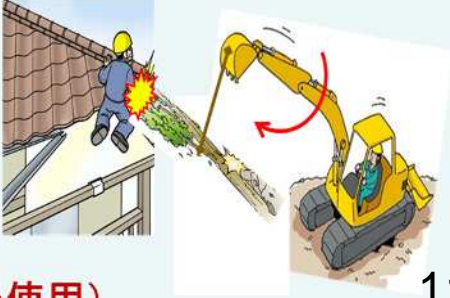
# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上）

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年9月	死亡	トンネル 建設工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	崩壊、倒壊	地山、 岩石	<p>トンネル復旧工事において、「令和6年奥能登豪雨」により、トンネル周囲の地山が崩落する土砂崩れが発生し、被災者が行方不明となった。翌日の捜索により、倒れたトラックの下敷きになっている状態で発見され、死亡を確認。</p> <p><b>地震・大雨等の影響による地山の緩み等の可能性も考慮し、作業計画策定</b>  <b>地山崩壊・土石落下のおそれのある場合、土止支保工、防網、浮石除去、立入禁止等</b>  <b>地山の点検者指名、監視者配置等、点検頻度を高め、異常の早期発見に努める</b>  <b>強風、大雨、大雪による危険が予想される場合は作業中止</b></p> 
令和6年10月	4か月	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	墜落・転落	トラック	<p>木造家屋の解体作業現場において、廃材の集積・撤去作業中、ダンプの荷台から降りる際に、荷台後方の端から転落して、頸部等を負傷した。</p> <p><b>トラックで荷の積み卸し作業の際は、安全な昇降設備（踏み台、ステップ等）を設置</b>  <b>トラックの荷台上・周辺で墜落・転落のおそれのある場所での作業は保護帽使用</b>  <b>（最大積載量2t以上は昇降設備の設置及び保護帽の着用は義務）</b></p> 

# 「令和6年能登半島地震」復旧工事における 重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上）

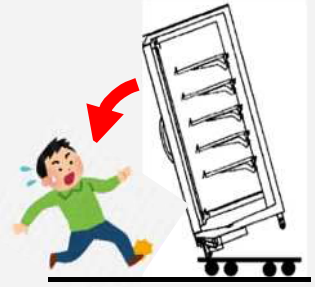
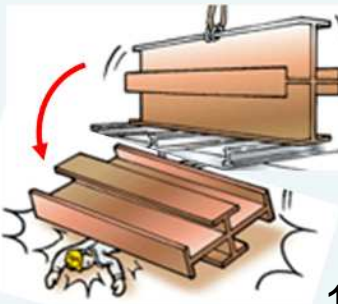
発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年10月	死亡	木造家屋 建築工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70代	墜落・転落	トラック	<p>木造家屋の解体作業現場において、道具を取り出すため、廃棄物運搬用のトラックの運転席後部と荷台の間の構台に乗ったところ、体勢を崩して荷台内側に墜落し、荷台内にあった屋根瓦に側頭部が激突し死亡した。</p> <p><b>安全な作業床（幅、奥行等）の確保（不安全な場所には乗らない）</b>  <b>高さ2mの墜落危険のある場所では、墜落制止用器具（安全帯）の使用</b>  <b>トラックの荷台上及び周辺で墜落・転落のおそれのある場所で作業する場合は保護帽を使用（最大積載量2t以上は着用義務）</b></p> 
令和6年10月	3か月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建築 工事業  (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70代	墜落・転落	はしご等	<p>学校の雨漏り補修工事で、厨房の屋上で防水材塗布作業中、昇降設備（移動はしご）から地上に降りようとした際、足を踏み外して体勢を崩し、地上へ転落し、背部、頭部を強打し死亡した。</p> <p><b>移動はしごを昇降設備で使う場合、転位防止措置（脚部に滑り止め、先端部の固定）</b>  <b>安全な勾配（75°程度）</b>  <b>先端部の突き出し60cm以上</b>  <b>安全ブロック及び墜落制止用器具（安全帯）の併用</b></p>   

「令和6年能登半島地震」復旧工事における重篤な労働災害事例（死亡及び休業3か月以上） + 【参考事例】 令和6年奥能登豪雨関連工事・死亡事案

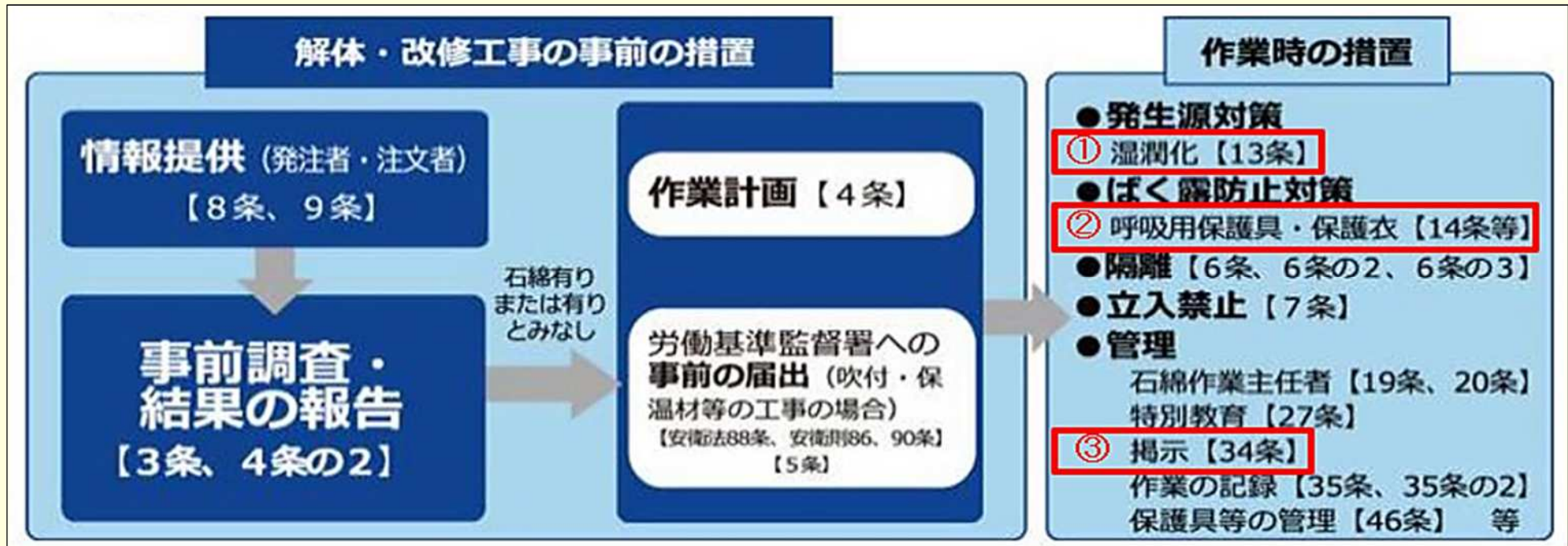
発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年11月	死亡	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	挟まれ	解体用機械	<p>木造家屋の解体作業現場において、廃材を入れたフレコンバッグを、解体用つかみ機で吊って移動させるようとして、つかみ機の爪にフレコンバッグの紐を掛けていた作業員が、頭部をつかみ機に挟まれ死亡した。</p> <p><b>原則として機械の用途外使用禁止</b> (荷の吊り上げは移動式クレーン又はクレーン機能付バックホウ等を使用)</p> <p>物体の飛来・激突等の危険のおそれのある範囲は立入禁止(誘導者も立入禁止)</p> <p>安全な作業計画(作業方法等)の策定及び適切な資格者・誘導者等の配置</p> 
令和6年9月	死亡	(奥能登豪雨復旧工事関連) 道路建設工事業	70代	激突され	掘削用機械	<p>「令和6年奥能登豪雨」後の道路復旧工事で、民家屋上の倒木の撤去作業のため、ドラグ・ショベル(バックホウ)で吊られた倒木を被災者が枝払いしていた際、墜落しそうになったため、運転者がショベルを動かし助けようとしたところ、当該倒木が被災者に激突し死亡した。</p> <p><b>屋根上作業時は、原則として足場・手すり等の墜落防止措置</b></p> <p>足場等設置困難な場合、墜落制止用器具(安全带)使用</p> <p><b>原則として機械の用途外使用禁止</b> (移動式クレーン又はクレーン仕様バックホウ等を使用)</p> 

# 【参考事例】

## 令和6年「地震関連工事」以外の建設業の死亡災害

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 2月	死亡	機械器具 設置工事業	40代	飛来・落下	人力 運搬機	<p>改装店舗における冷凍装置設置工事において、台車上の冷凍用ショーケース（幅157×高さ194×奥行90（cm）、質量280kg）の開梱作業中に、ショーケースが倒れて下敷きとなり、頭部外傷により死亡した。（保護帽着用なし）</p> <p><b>対象物のサイズ、重心等に応じた適正な台車使用（サイズ、安定性）</b>  <b>対象物が不安定な状態のまま作業しない</b>  <b>物体落下のおそれのある場合の保護帽着用</b>  <b>安全な作業手順・方法の事前周知・確認</b></p> 
令和6年 10月	死亡	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建築 工事業	60代	崩壊、倒壊	金属材料	<p>ビル新築工事現場において、地上で2本の枕木の上に鉄骨梁（重さ2.5t）を置き、部材取付作業を被災者ほか2名で行っていたが、被災者が垂直ネットの取付け作業を行っていた際、鉄骨梁が倒壊し、枕木から鉄骨が落下し、下敷きとなり死亡した。</p> <p><b>倒壊のおそれのある対象物は確実に固定</b>  <b>対象物の形状・重心に応じた安全な作業位置の確保（倒壊方向側への立入禁止）</b>  <b>安全な作業手順・方法の事前周知・確認</b></p> 

# 【付録1】「地震による損壊家屋の解体作業」 (公費解体等)等における留意点



## 石綿ばく露防止のためのチェックリスト

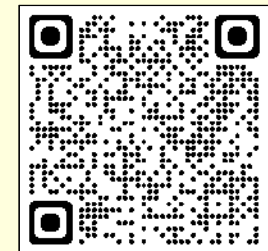
詳しくは専用サイトへ → [www.ishiwata.mhlw.go.jp](http://www.ishiwata.mhlw.go.jp)

### 石綿作業主任者のみなさまへ

- 石綿作業主任者技能講習を修了していますか
- 事前調査結果の内容を確認し、石綿の使用箇所を把握しましたか
- 事前調査結果の記録の写しが備え付けられていますか
- 石綿取扱場所であることや事前調査結果の掲示はしていますか
- 作業員の適正な保護具の着装と使用の点検をしましたか
- 作業前、作業中断時(休憩時、終了時)の負圧点検を行いましたか(※)
- 隔離解除前に石綿の除去が完了したことを確認しましたか(※)
- 作業の実施状況を写真か動画で記録しましたか (※)負圧隔離時の措置

【厚生労働省】

「石綿総合情報ポータルサイト」



## 【付録2】令和6年奥能登豪雨に学ぶ！

### 悪天候等の影響による労働災害防止対策等について



## 被災地における悪天候時等の労働災害防止対策の徹底

「令和6年能登半島地震」の被災地域では、復旧工事等における悪天候時の災害発生のリスクがより高まっていることに留意する必要があります。

悪天候時における作業は重大な災害につながるおそれが高く、特に地震の被災地域においては、地震の影響による地盤の緩み、亀裂等による地山崩壊のリスク並びに護岸、堤防等の損壊及びがれき、倒木等の流出による河川氾濫のリスク等が高まっていることも想定されることから、悪天候等の影響による労働災害防止の一層の徹底が求められています。

悪天候時の災害防止対策や作業中止、作業再開時の点検等を徹底すること及び緊急時における関係労働者・請負人等(個人事業主、搬入業者、警備員等を含む)に対する緊急連絡体制、避難方法等の確認や危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を改めて実施し、その結果に基づいた災害防止措置を講じた上で作業を行うようお願いします。

# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」



## 1. 土砂崩壊等災害防止対策

- (1) **地山の掘削**を伴う工事の施工にあたっては、**地震、大雨等の影響**により地山に緩みが生じている可能性があることにも十分に留意の上、**作業箇所及びその周辺の地山の形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態**等を十分に**調査**し、調査結果を踏まえた**作業計画**を定める。(令和6年能登半島地震以前から着工している工事についても、必要に応じ同様の調査・計画策定等を行う。)

【労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)第355条】

- (2) **明り掘削**の作業にあたっては、**点検者**を指名し、**作業箇所及びその周辺の地山**を、通常の場合より**頻度を高めて点検**し、地山の異常を早期に発見に努めるとともに、必要により地山の状況について**監視者を配置**する。【安衛則第358条】

- (3) **明り掘削**の作業において、**土砂崩壊、土石の落下**のおそれのある場合には、あらかじめ堅固な構造の**土止め支保工**を設け、**防護網**を張り、労働者の**立入を禁止**する等の措置を講じる。(土止め支保工の設置作業中等における災害防止にも留意する。)【安衛則第361条】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」

- (4) **ずい道等の掘削**の作業を行うときは、**地震、大雨等の影響**により地山に緩みが生じている可能性があることにも十分に留意の上、掘削に係る**地山の形状、地質及び地層**の状態等を十分に**調査**し、調査結果を踏まえた**作業計画**を定める。(令和6年能登半島地震以前から着工している工事についても、**必要に応じ同様の調査・計画策定等**を行う。)【安衛則第379条、第380条】
- (5) **ずい道等の建設**の作業を行う場合に、ずい道等の**出入口附近の地山崩壊又は土石の落下**により労働者に危険をおよぼすおそれのあるときは、**土止め支保工**を設け、**防網**を張り、**浮石を落とす**等当該危険を防止するための措置を講じる。【安衛則第385条】
- (6) その他留意事項
- 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、**斜面の変状に進行**があった場合は、施工者、発注者等は、「**安全性検討関係者会議**」を開催し、労働災害防止措置の検討を行う。
- 【**斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン**】
- 復旧工事**等で、**地山掘削を伴わない**工事でも、**斜面近傍**で工事をする場合、上記の措置に準じた**事前調査及び点検、土砂崩壊等防止**の措置を徹底する。



# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」



## 2. 土石流災害防止対策（土石流危険河川(注)における建設工事）

(注) 「土石流危険河川」とは、降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある以下の河川

- ・作業場所の上流側の流域面積が $0.2\text{ km}^2$ 以上であって、上流側 $0.2\text{ km}$ における平均河床勾配が3度以上
- ・市町村が「土石流危険渓流」として公表
- ・都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表

- (1) **土石流危険河川**において作業を行うときは、作業場所から**上流の河川の形状、周辺における崩壊地の状況等**を十分に**調査・記録**の上、降雨、融雪、地震発生の場合の対応を含めた**災害防止規程**を定める。【安衛則第575条の9、第575条の10】
- (2) **土石流危険河川**において作業を行うときは、**作業開始前24時間前及び作業開始後1時間ごとの降雨量**を雨量計等により把握・記録し、降雨による**土石流発生のおそれのあるときは、監視人の配置等**土石流発生を早期把握させる。  
土石流による災害発生**の窮迫した危険**があるときは、**直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避**させる。【安衛則第575条の11、第575条の12、第575条の13】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」



(3) 土石流が発生した場合のための**警報用設備、避難用設備の設置及び点検**を実施し、警報及び避難の方法等を労働者に十分**周知**する。

【安衛則第575条の14、安衛則第575条の15】

(4) その他留意事項

復旧工事等で、「**土石流危険河川**」以外の河川及び周辺において工事を行う場合においても、上記の措置に準じた**事前調査及び監視、土石流災害防止**の措置を徹底する。

## 3. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため(注) 危険が予想されるときに、「作業中止」等を行わなければならない作業

(注1) 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風

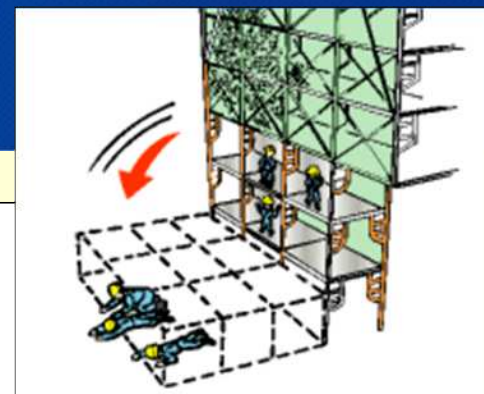
(注2) 「大雨」とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨

(注3) 「大雪」とは、1回の降雪量が25cm以上の降雪

(注4) 「悪天候のため」には、気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む

(1) 高さが2m以上の箇所で行う作業 【安衛則第522条】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」



- (2) つり足場、張出し足場又は高さが2 m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業【安衛則第564条】
- (3) 型わく支保工の組立て又は解体の作業【安衛則第245条】
- (4) 作業構台の組立て、解体又は変更の作業【安衛則第575条の7】
- (5) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業【安衛則第517条の3】
- (6) 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業【安衛則第517条の7】
- (7) 軒高さが5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業【安衛則第517条の11】
- (8) コンクリート造の工作物(その高さが5 m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業【安衛則第517条15】
- (9) 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業【安衛則第517条の21】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止 対策等について」

- (10) **解体用機械**を用いる作業 【安衛則第171条の6】
- (11) **ジャッキ式つり上げ機械**を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業 【安衛則第171条の6】
- (12) **車両系木材伐出機械**を用いる作業 【安衛則第151条の106】
- (13) **クレーン**の組立て又は解体の作業 【クレーン等安全規則(以下、「クレーン則」)第33条】
- (14) **移動式クレーン**のジブの組立て又は解体の作業 【クレーン則第75条の2】
- (15) **デリック**の組立て又は解体の作業 【クレーン則第118条】
- (16) **屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔**の組立て又は解体の作業  
【クレーン則第153条】
- (17) **建設用リフト**の組立て又は解体の作業 【クレーン則第191条】
- (18) **ゴンドラ**を使用する作業 【ゴンドラ安全規則(以下、「ゴンドラ則」)第19条】

## 4. 強風のため危険が予想されるときに、「作業中止」等をしなければならない作業

- (1) **クレーン**に係る作業 【クレーン則第31条の2】
- (2) **移動式クレーン**に係る作業 【クレーン則第74条の3】
- (3) **デリック**に係る作業 【クレーン則第116条の2】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」

## 5. 暴風時(注)に「危険防止措置」を講ずる必要がある特定機械等

(注) 「暴風時」とは、瞬間風速が毎秒30mをこえる風、又は瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるとき

- (1) 瞬間風速が**毎秒30m**をこえる風が吹くおそれのあるときは、**屋外**に設置されている**走行クレーン**に逸走防止装置を作用させる等の**逸走防止措置** 【クレーン則第31条】
- (2) 瞬間風速が**毎秒30m**をこえる風が吹くおそれのあるときは、**屋外**に設置されている**デリック**に、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動揺によるデリックの**破損防止措置** 【クレーン則第116条】
- (3) 瞬間風速が**毎秒35m**をこえる風が吹くおそれのあるときは、**屋外**に設置されている**エレベーター**に控えの数を増す等の**倒壊防止措置** 【クレーン則第152条】
- (4) 瞬間風速が**毎秒35m**をこえる風が吹くおそれのあるときは、**建設用リフト**(**地下**に設置されているものを除く)に控えの数を増す等の**倒壊防止措置** 【クレーン則第189条】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止 対策等について」

6. 強風、大雨、大雪等の悪天候の後に、若しくは中震以上の地震 (注) の後に、「点検」をしなければならない作業.

(注) 「中震以上の地震」とは、震度階級4以上の地震

(1) 足場における作業(点検者を指名、足場の各部分の点検)

【安衛則第567条第2項、安衛則第655条】

(2) 作業構台における作業(点検者を指名、構台の各部分の点検)

【安衛則第575条の8第2項、安衛則第655条の2】

7. 強風、大雨、大雪等の悪天候の後に、「点検」をしなければならない作業

(1) ゴンドラを使用する作業(装置等の点検) 【ゴンドラ則第22条第2項】

8. 大雨の後及び中震以上の地震の後に、「点検」をしなければならない作業等

(1) 明かり掘削の作業(点検者を指名、作業箇所・地山の点検) 【安衛則第358条】

(2) 採石作業(点検者を指名、作業箇所・地山の点検) 【安衛則第401条】

(3) 土止め支保工(支保工の部材等の点検) 【安衛則第373条】

# 「悪天候等の影響による労働災害防止 対策等について」

9. 暴風（瞬間風速が毎秒30メートルを超える風）の後に、又は中震以上の震度の地震の後に、  
「点検」をしなければならない作業

- (1) クレーンを用いた作業（クレーン各部分の点検、屋外設置が対象）【クレーン則第37条】
- (2) デリックを用いた作業（デリック各部分の点検、屋外設置が対象）【クレーン則第122条】
- (3) エレベーターを用いた作業（エレベーター各部分の点検、屋外設置が対象）  
【クレーン則第156条】
- (4) 建設用リフトを用いた作業（リフトの各部分の点検、地下設置は除く）  
【クレーン則第194条】